

警察官の階級の名称の変更に関する訓令

警察庁訓令第11号

現に警察庁の警察官である者のうち、警視、警部、警部補又は巡査部長の階級にあるものは、別に辞令を發せられない限り、昭和30年7月1日附をもつて、それぞれ警察庁警視、警察庁警部、警察庁警部補又は警察庁巡査部長の階級に、同一の職務の級及び号俸で任命されたものとする。

昭和30年7月1日

警察庁長官 石 井 榮 三